

広告募集案内【企画提案募集】 (施設広告掲出仕様書)

青葉区戸籍課に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	青葉区戸籍課窓口番号表示システム及びモニター										
内 容	青葉区戸籍課の各窓口（戸籍、マイナンバーカード交付、電子証明書更新、住民異動、証明発行）の受付番号表示システム及びモニターを、青葉区庁舎の1F区民ホール及び2F戸籍課に導入・設置するにあたり、広告を活用し、運営費の削減、その他行政サービスの向上につながる企画を募集します。										
施設所在地（場所）	横浜市青葉区市ケ尾町31番地4										
施設の利用者数・利用者層	<p>【1F区民ホール（青葉区庁舎）】 青葉区庁舎は東急田園都市線市が尾駅から徒歩約10分に位置しており、1F区民ホールは各種手続きや相談等で訪れる区民の方が必ず通過する場所です。また、毎月各種のイベントが実施されるとともに、区民の方の休憩・談話スペースとしても利用されており、日々多くの方が滞在する場です。 <参考>青葉区人口 約31万人（R4.12.1現在）</p> <p>【2F戸籍課窓口】 戸籍課には、住民票の写しや戸籍謄本などの各種証明書の取得、住民異動等（転入・転出、印鑑登録等）の届出、婚姻や出生の届出、マイナンバーカードの受取等を目的に、毎日、多くの区民の方が訪れます。例えば、住民異動窓口の3月の繁忙期は1日平均で約250人、最大約400の方が訪れます。住民異動が比較的多い層は20～30代です。近年は、マイナンバーカードに関する来庁も多く、戸籍課は年間を通じて区庁舎内で来庁数が一番多い課です。 <各窓口の取扱件数（R3実績）> ※同一の来庁者が複数窓口を利用することもあるため来庁者規模の参考値 （単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>戸籍【21窓口】</th> <th>マイナンバーカード交付</th> <th>住民異動、印鑑登録等【24窓口】</th> <th>証明発行【23窓口】</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約12,000</td> <td>約41,000</td> <td>約35,000</td> <td>約100,000</td> <td>約188,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※送付分も含む ※更新は含まない</small></p>	戸籍【21窓口】	マイナンバーカード交付	住民異動、印鑑登録等【24窓口】	証明発行【23窓口】	計	約12,000	約41,000	約35,000	約100,000	約188,000
戸籍【21窓口】	マイナンバーカード交付	住民異動、印鑑登録等【24窓口】	証明発行【23窓口】	計							
約12,000	約41,000	約35,000	約100,000	約188,000							
広告設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・1F区民ホール 1か所 ・2F青葉区戸籍課待合フロア 3か所 （住民異動窓口、マイナンバーカード交付窓口、証明発行窓口） <p>※なお、待合スペースのレイアウト変更等により変更する場合があります。</p>										

番号表示システム等の条件

【番号表示モニター設置場所等】 ※○数字は地図の数字と一致
 受付・呼出の番号表示モニターは下記場所に設置してください。

	場 所	台数	モニターの大きさ	広告
1F	区民ホール エスカレーター 付近 (⑬)	1	表示：43 ｲﾝﾁ程度	○ (⑫)
2F	戸籍窓口 (受付、呼出) (⑨⑩)	2	受付：23 ｲﾝﾁ程度 呼出：23 ｲﾝﾁ程度	—
	マイナンバーカード交付窓口 (受付、呼出) (④⑤)	2	受付：23 ｲﾝﾁ程度 呼出：43 ｲﾝﾁ程度	○ (⑥)
	電子証明書更新窓口 (⑪)	1	受付：23 ｲﾝﾁ程度	—
	住民異動のお渡し窓口 (②)	1	呼出：43 ｲﾝﾁ程度	○ (③)
	証明発行窓口 (⑦)	1	呼出：43 ｲﾝﾁ程度	○ (⑧)
	保険年金課前 (行政情報) (①)	1	43 ｲﾝﾁ程度	—
番号表示モニター計		9		最大 4

- 1Fのモニターは各窓口の発券状況をリアルタイムで更新し、表示すること。
- 番号表示に合わせて、音声で呼び出す機能があること。
- 呼出モニターは一覧で12個以上の番号を表示できること。
- モニターは原則吊り下げ式とし、落下防止など十分な安全対策を施すこと。
- 上記表のうち下線の窓口については、執務室側に受付の発券状況など混雑状況が確認できるモニターを設置すること。戸籍窓口は待ち時間も表示できると望ましい。

【番号発券機の設置等】

受付用の番号発券機を2階戸籍課の下記窓口に設置します。(5台以上)

- ① 戸籍窓口 ②マイナンバーカード窓口 ③電子証明更新窓口
- ④住民異動窓口 (お渡し用) ⑤証明発行窓口 (お渡し用)

※窓口間で「わたり機能」を有すること。

【その他機能等】

- 受付後の来庁者を呼び出す際、バーコードスキャン等の方法で機器に読み込むことでモニターに番号表示され、合わせて音声で呼び出す機能があること。呼出番号は順不同で呼出ができること。
- 呼出操作用のバーコードリーダー等の機器は、各窓口常時2台で稼働できること。
- 受付後、呼出のために渡す来庁者用の番号札は下記①②のどちらにも対応できること。
 - ①発券機で番号札を出力して使用
 - ※出力番号は順不同発券への変更ができること。
 - ②番号札を呼び出すためのバーコードが貼られたA4サイズのソフトカードケースとお客様にお渡しする用のパウチ等がされた番号札。
 - ※必要に応じて番号札等の作成・納品・補充をすること。
- バーコードリーダーやソフトカードケース等の備品は、調整の上、予備も含め適宜必要数を納品・補充できること。
- システム確認・操作のためのタブレット端末を11台以上提供すること。
 (戸籍3、マイナンバー交付1、電子証明書更新1、住民異動お渡し窓口1、証明発行窓口1、全体管理3)
- WEBサイトから各窓口の待ち人数と呼出中の番号が常時確認できること。その際、ウェブアクセシビリティ JIS 規格、横浜市ウェブアクセシビリティ方

	<p>針、横浜市インターネット情報受発信ガイドラインに準拠すること。</p> <p>○各窓口の発券状況、待ち時間が日ごと、月ごと等で確認できる集計機能があり、職員の端末からアクセスし確認できること。</p> <p>○各機器の操作説明書を作成の上、事前に戸籍課への説明を行うこと。</p> <p>○広告掲出期間終了後は原状復帰をしてください。</p> <p>【その他】</p> <p>○横浜市は、デジタル化の方針を示す「横浜DX戦略」を令和4年9月に策定しました。そのなかで、住民情報系システムのうち、住民基本台帳などの20業務は、令和7年度末を目標に国の標準仕様に準拠したシステムに移行することとしています。</p> <p>＜参考＞「横浜DX戦略」について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/digitalgov/dx-strategy.html</p>
広告掲出可能スペース	番号表示画面と同程度のサイズで番号表示板の付近に表示することとします。
広告掲出期間	<p>令和5年8月上旬～令和10年7月31日（5年間）</p> <p>※掲出開始日は機器設置等のスケジュールを協議のうえ決定させていただきます。</p> <p>※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）</p>

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年1月10日（火）～令和5年1月23日（月）
提案内容評価	<p>令和5年2月 上旬～中旬</p> <p>提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。</p>
選定結果通知	令和5年2月 中旬～下旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	<p>令和5年1月23日（月）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。</p> <p>※広告企画書は原本1部、コピー10部を提出してください。電子メール、FAXでの提出の場合は、後日、郵送等でコピー10部を提出してください。</p> <p>※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
広告企画書記載事項	<p>(1) 番号表示モニター・発券機の仕様、各種操作方法、WEB表示イメージ、発券状況等の集計・確認方法</p> <p>(2) 設置箇所、設置方法、設置までのスケジュール、広告掲出期間終了後の原状回復方法</p> <p>(3) 保守、維持管理、障害発生時の考え方</p> <p>(4) 市にとっての経費縮減効果（番号表示システム等の設置にかかる費用）、市に支払う広告料（年額）及び算出根拠</p> <p>(5) 掲出期間における収支計画</p> <p>(6) 過去3年間の自治体向け広告付き番号表示板の設置実績（令和4年12月1日現在）</p> <p>(7) その他行政サービスの向上につながる内容</p>

■選定手続

評価項目・評価基準	別紙参照
評価方法	<p>○青葉区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※同点となった場合は選考会会長が決するものとします。</p>

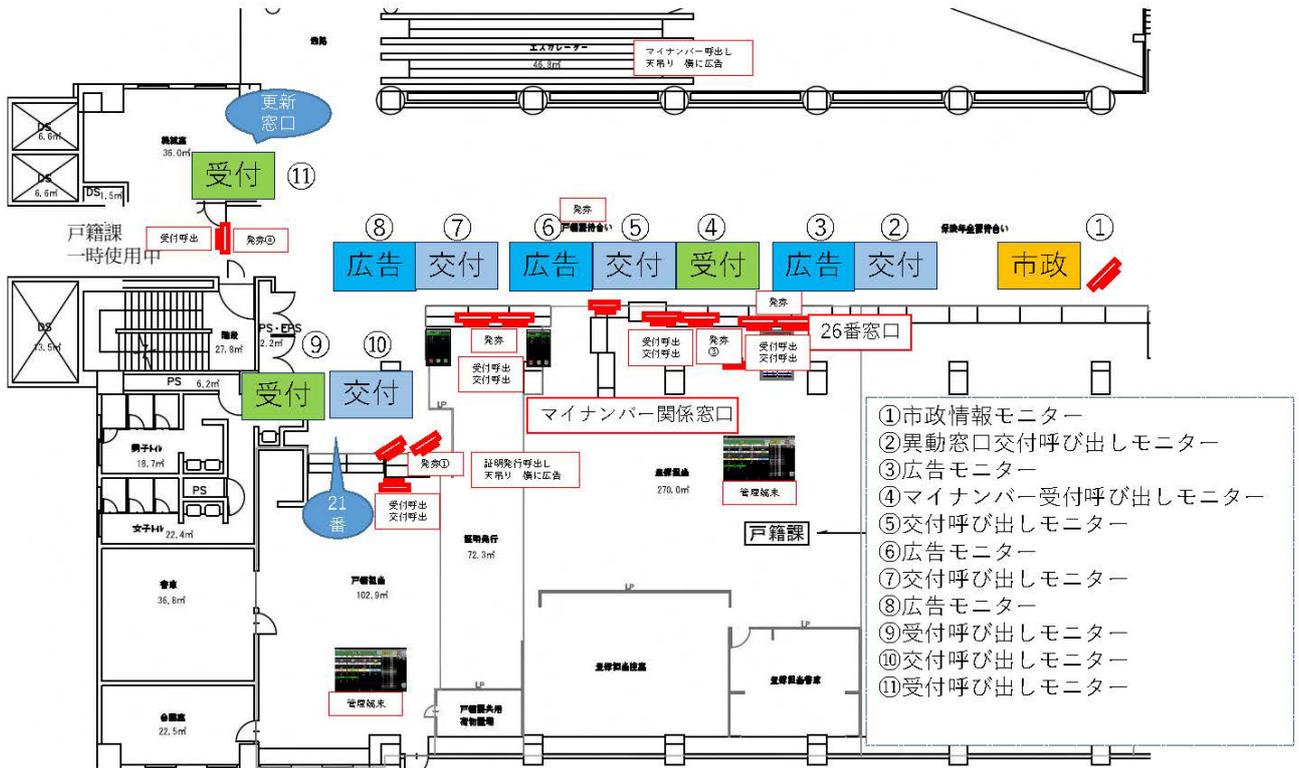
■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○音声を流すことは不可とします。</p> <p>○アクセシビリティに配慮した広告としてください。また、動画広告等には視認しやすいキャプションを表示させるようにしてください。</p> <p>○その他以下に掲げる広告は掲出できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡等に関わる内容の広告（例：墓地、墓石の案内） ・離婚等に関わる内容の広告（例：弁護士の離婚相談）
広告の制作等	<p>○広告掲出の2週間前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可	<p>○番号表示板の設置する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</p> <p>(1000円/㎡(番号表示板(表示面側)の面積) + 「行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定にかかる土地および建物価格算定要領」に基づき算出)</p> <p>○広告掲出に伴う電気料金及びその他諸費用については、実費負担していただくこととなります。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

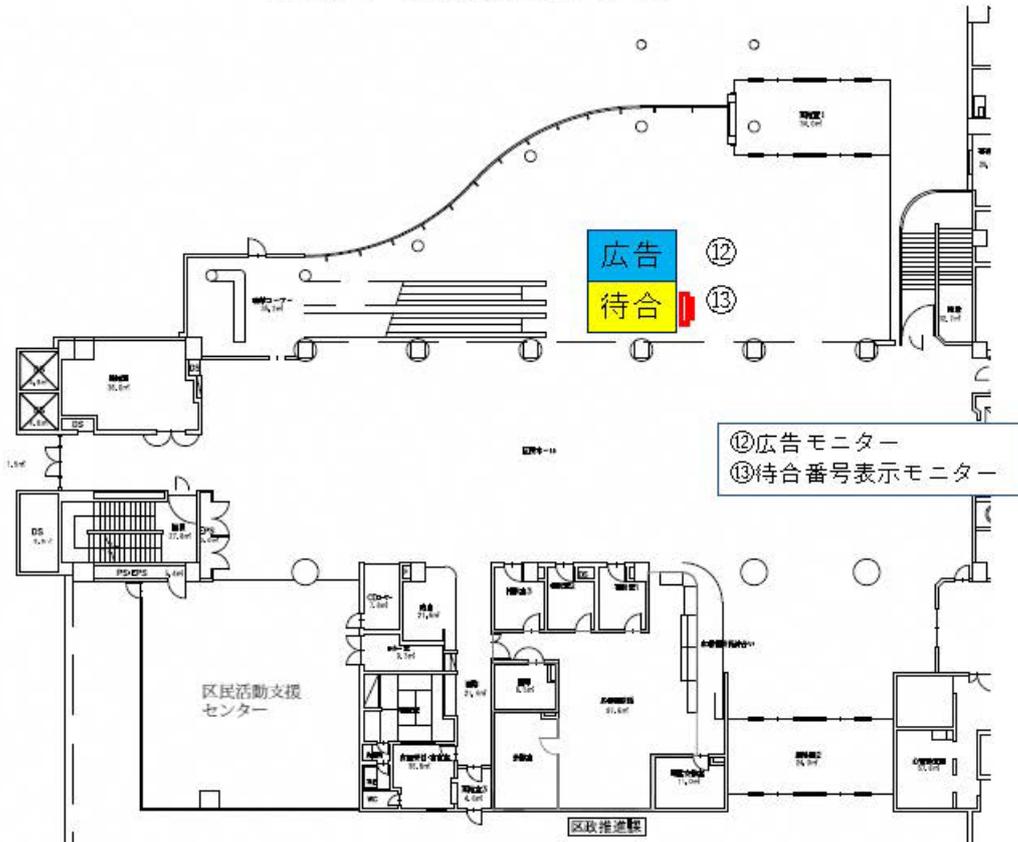
■申込み・お問い合わせ先

担当課名	横浜市青葉区戸籍課
所在地	横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4
TEL/FAX	TEL 045-978-2233 / FAX 045-978-2418
Eメール	e-mail ao-koseki@city.yokohama.jp

青葉区 機器配置案 (2階)



青葉区 機器配置案 (1階)



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

2階



2階



⑪ 電子証明書更新窓口受付呼出モニター

1階



⑫ 広告モニター
⑬ 待合番号表示モニター

(別紙)評価項目・評価基準

分類No	評価項目	No	評価の着目点	評価の視点
1	市民からの視点	1-1	番号の視認性(見やすさ)	表示した番号が市民が認識しやすい画面構成となっているか、遠くからでも認識しやすい色の構成にできるか。
		1-2	番号の認識のしやすさ	呼ばれている番号を音声等で来庁者(障害者含む)が認識しやすい工夫がされているか、また再呼び出しができるか。
		1-3	インターネット上の認識のしやすさ	インターネット上での表示は窓口や番号が認識しやすいなど分かりやすい画面構成か。またページへのアクセスは容易か。
		1-4	広告枠に広告事業者が不足した際の対応	待ち時間が苦痛とならないようなコンテンツを用意できるなどの工夫ができるか。またこれに関して職員作業や業者への依頼を伴うかどうか。
		1-5	緊急時の広報	災害や鉄道遅延等の発生時、緊急的に来庁者へ知らせる機能を有するか、またその機能の内容はどうか。
2	職員(設置者側)からの視点	2-1	通常の操作性全般	職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。 (①電源が自動でON・OFFになる。②番号呼び出しの際、バーコード読み取りができる。③タッチパネルで番号にタッチするだけで、モニターの番号を消すことができる。)
		2-2	行政情報更新時の操作性	行政情報の更新時に、提案者に依頼する場合は迅速かつ柔軟に、また職員自身が行う場合には職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか
		2-3	設置機器選択の余地	区戸籍課の設置環境に合わせた機器を選択できるか。
		2-4	導入時・導入後フォロー	機器導入時、及び導入後のフォローや問合せ対応が行える体制が整えられているか。
		2-5	広告更新作業時の制限	広告を更新する際、番号表示/呼び出し機能、及び広告表示機能に支障なく作業を行えるか。
		2-6	統計・データの確認	窓口の発券状況や待ち時間が日ごと、月ごとなどに確認できる集計機能があるか。各種データの確認や抽出などの操作は分かりやすいか。
3	保守・維持管理の考え方	3-1	障害対応に対する考え方	障害発生防止対策と障害発生時の対応はどうか。 ①定期点検や遠隔監視等により、障害を未然に防ぐ対策がとられている。②障害のあった際には夜間や休日開庁時でも迅速に対応を行う。③代替機器の用意がある。
		3-2	安全性等	地震等の際に来庁者に影響が生じないように表示板設置上の対策や保険加入等の措置がとられているか、またそれらに問題があった際にすぐに対応がとれるか。
4	広告事業者自体の評価	4-1	設置実績	自治体向け広告事業の現在の実績数はどうか。
		4-2	広告付き番号表示板事業に関する理念・方針、考え方	自治体で行う広告付き番号表示板事業に対する、広告事業者としての理念・方針、考え方はどうか。
		4-3	収支の妥当性及び広告料	根拠が明確な資金計画であるか、本事業により提案者が得る収益が適正と考えられる範囲に収束しているか。また、資金計画を踏まえた妥当な広告料となっているか。 ※契約期間の5年間トータルの収益率で評価
5	その他	5-1	地域経済への貢献	広告枠を、区内事業者又は隣接区や鉄道沿線区を含む市内事業者から選定しているか。また、地域経済への貢献として広告主への販売価格を低価格に設定するなど、良質で低廉な媒体を継続的に提供することがうたわれているか。
		5-2	その他行政サービスの向上等につながる提案	その他本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案がなされているか。 例:①広告料収入の一部を本市に支払う提案がある。②番号札等付帯物・必要品の無償提供がある。③経費負担がなくその他サービス向上につながる提案がある。

広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	青葉区戸籍課窓口番号表示システム及びモニター		
	物品提供等に 係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）